

小 美 玉 市
耐震改修促進計画

令和4年4月
令和7年3月改正

小 美 玉 市

目 次

序章 計画策定にあたって.....	3
1 計画の背景と目的等.....	3
第2章 想定される地震の規模・被害の予測.....	6
1 地震災害履歴.....	6
(引用：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」)	7
2 地震被害想定.....	7
第3章 耐震化の現状と目標設定.....	9
1 耐震化の必要性.....	9
2 住宅の耐震化の現状.....	11
3 特定建築物等の耐震化の現状.....	11
4 耐震化の目標設定.....	12
5 耐震化目標と整備プログラム.....	13
第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための事項.....	14
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針.....	14
2 耐震化に向けた役割分担.....	15
3 耐震化促進のための環境整備.....	16
4 建築物の総合的な安全対策.....	16
5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	21
6 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策.....	26
第5章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及.....	28
1 普及・啓発.....	28
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	31
1 関係団体との連携.....	31

序章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的等

(1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建築物の倒壊や火災等により、たくさんの人命や財産が失われました。

建設省（当時）において被害状況の調査を行った結果、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準（旧耐震設計基準）に基づいて建築された建築物に被害が多くみられたため、改善を図ることを目的として、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

その後も我が国では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）など大地震が頻発しており、また、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下型地震がいつ起きてもおかしくない状況にあり、地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されます。

国では、今後予想される地震における被害軽減を図るため、耐震改修促進法の改正（平成25年11月）と、耐震改修促進法施工令の改正（平成30年11月）を行っています。

(2) 計画の目的

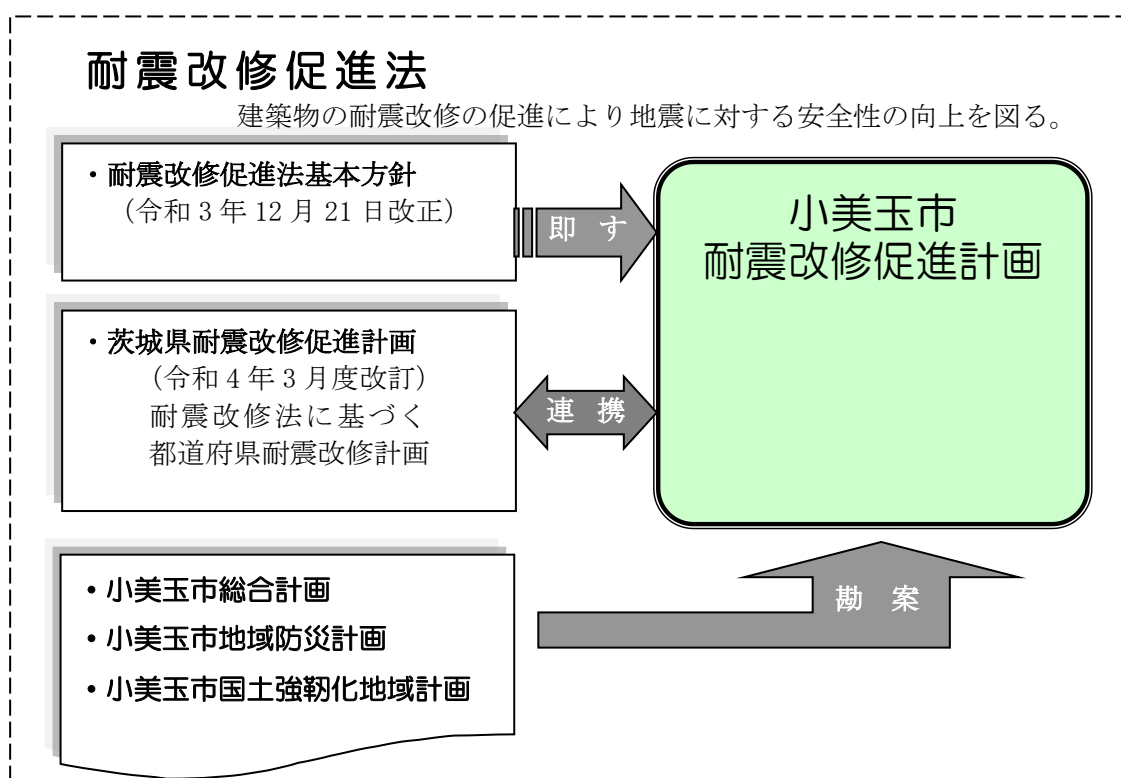
茨城県においても、耐震改修促進法に基づき、県における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として「茨城県耐震改修促進計画」を策定し、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進を図っています。

本計画は、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」等を受けて、地震に強い小美玉市を目指し、建築物の耐震対策を促進するために「小美玉市耐震改修促進計画」を策定するものです。

(3) 位置づけ

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、主に小美玉市が実施する既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画として位置づけます。

計画策定にあたっては、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」に即するとともに、「小美玉市総合計画」、「小美玉市地域防災計画」等を勘案して策定します。



(4) 計画期間

本計画の期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

また、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

(5) 対象建築物

- 住宅
- 特定既存耐震不適格建築物
 - ・ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（資料 1 参照、以下「特定建築物」）
 - ・ 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する一定以上の危険物を扱う建築物
 - ・ 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする恐れのあるものとして、本計画に記載された緊急輸送道路に敷地が接する建築物
- 公共建築物

第2章 想定される地震の規模・被害の予測

1 地震災害履歴

(1) 地震災害履歴

茨城県は、毎年多数の有感地震（震度1以上の地震）が観測されています。国内の大半の観測点では、有感地震は毎年、数回から20回程度ですが、水戸では毎年70回前後の地震が観測されています。

主な地震履歴を挙げると、県内で4名の死者を出した1895年の霞ヶ浦付近の茨城県南東部地震（M7.2）や、1921年の竜ヶ崎付近の茨城県南部地震（M7.0）、1930年の那珂川下流域の茨城県北部沿岸地震（M6.5、深さ約30km）等が知られています。

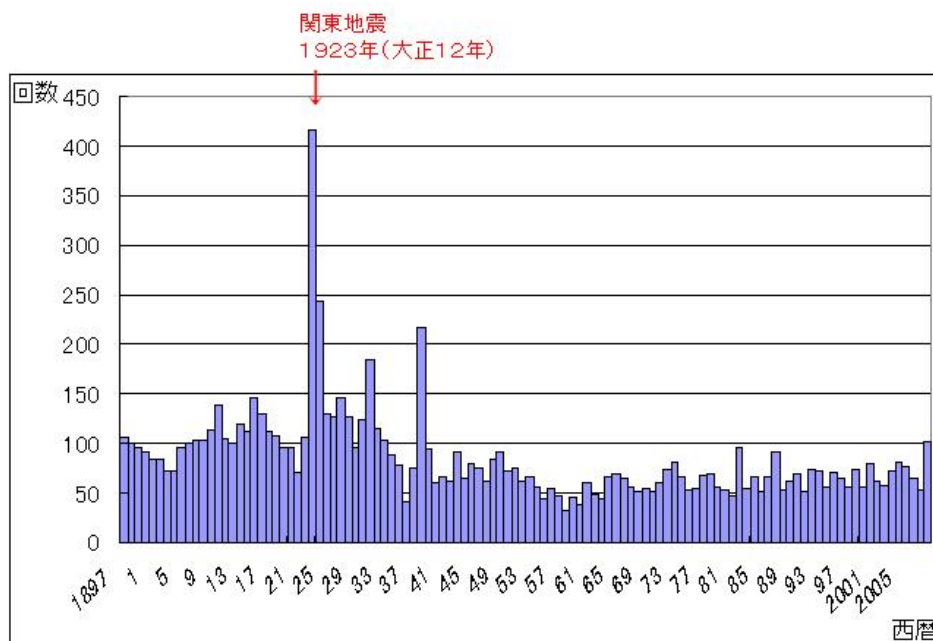
これらは、関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関する地震活動であり、このタイプの地震活動としては、この地域が関東地方の中で最も活発です。

また、1923年の関東地震（M7.9）では、県南部を中心に強い地震動が生じ、県内で死者5名等の被害が発生しました。

その他、1987年の千葉県東方沖の地震（M6.7）など、周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖等の太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたほか、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、1960年のチリ地震津波では、県内に2～3mの津波が襲来し、船舶等に被害が生じています。

2011年の東日本大震災（M9.0）では66名の死者、1人の行方不明者、建物被害21万棟以上という大きな被害を受けました。

1987年以降の茨城県における毎年の地震回数



資料：水戸地方气象台

なお、茨城県の過去に大きな被害を及ぼした地震は、以下のとおりです。

発生日	震源地	マグニ チュード	県内最 大震度	茨城県内の被害状況
昭和 47.2.29 (1972)	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和 49.8.4 (1974)	茨城県南部	5.8	4	死者 1、負傷者 1 瓦の落下十数件/震央付近
昭和 53.6.12 (1978)	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和 57.7.23 (1982)	茨城県沖	7.0	4	住宅屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和 58.2.27 (1983)	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損 9、水道管破損 7 壁の亀裂・剥落等
昭和 62.12.17 (1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 4、住家一部破損 1,259
平成 2.5.3 (1990)	茨城県北部	5.4	4	負傷者 2、文教施設被害、鉄道不 通
平成 5.5.21 (1993)	茨城県南部	5.4	3	住家被害 57、鉄道不通
平成 7.1.7 (1995)	茨城県南部	5.4	4	断水 250、窓ガラス破損 2、鉄道 不通
平成 12.7.21 (2000)	茨城県沖	6.4	5 弱	断水 26、下及び破損 各 1
平成 14.2.12 (2002)	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1、文教施設被害 12
平成 14.6.14 (2002)	茨城県南部	5.1	4	負傷者 1、ブロック塀破損 4 建物 被害 8、塀倒壊 5
平成 17.2.16 (2005)	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷 7、ブロック塀倒壊 1
平成 20.5.8 (2008)	茨城県沖	7.0	5 弱	負傷者 1、住宅一部破損 7、工場 でガス漏れ
平成 23.3.11 (2011)	三陸沖 他 (東北地方太平洋沖 地震) ※東日本大震災	9.0	6 強	死者 66、行方不明 1、負傷者 714、住家全壊 2,634、住家半 壊 24,995、住家一部破損 191,490、住家床上浸水 75、 住家床下浸水 624
平成 23.4.11 (2011)	福島県浜通り	7.0	6 弱	負傷者 4
平成 23.4.16 (2011)	茨城県南部	5.9	5 強	負傷者 2
平成 23.7.31 (2011)	福島県沖	6.5	5 弱	負傷者 5
平成 24.12.7 (2012)	三陸沖	7.3	5 弱	負傷者 2、非住家被害 3
平成 28.11.22 (2016)	福島県沖	7.4	5 弱	住家一部破損 2
平成 28.12.28 (2016)	茨城県北部	6.3	6 弱	負傷者 2、住家半壊 1、住家一部 破損 25
平成 29.8.2 (2017)	茨城県北部	5.5	4	負傷者 2
令和 3.2.13 (2021)	福島県沖	7.3	5 弱	負傷者 3

(引用：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」)

2 地震被害想定

(1) 茨城県南部地震の概要

茨城県に被害を及ぼすと考えられる地震として、「茨城県南部地震」が想定されます。

以下に、この地震の概要と被害予測結果を示します。

被害想定シミュレーション

- ① 発生時期：冬 平日 18 時 00 分
- ② マグニチュード：7.0
- ③ 震源：東経 140 度 21′ 北緯 3 6 度 1 4′（市役所の位置：市 HP より）
- ④ 震源の深さ 16.5 km
- ⑤ 活断層が存在しないことから直下型として想定

被害想定の結果

市域の周辺部において、市域の役 15%にわたり震度 6 強の強い揺れが予測される。その他の地区においても、市全域にわたり震度 6 弱の予測結果となっている。建物被害は、周辺部を中心に、多く発生し市全体で約 2,000 棟の被害棟数となっている。人的被害においても、震度 6 強の地区を中心に、死者発生数は約 80 名に及ぶ甚大な想定結果となっている。

東日本大震災においては本市で震度 6 強を観測したものの、人的被害はなく、約 4,400 棟の建物被害が発生した。

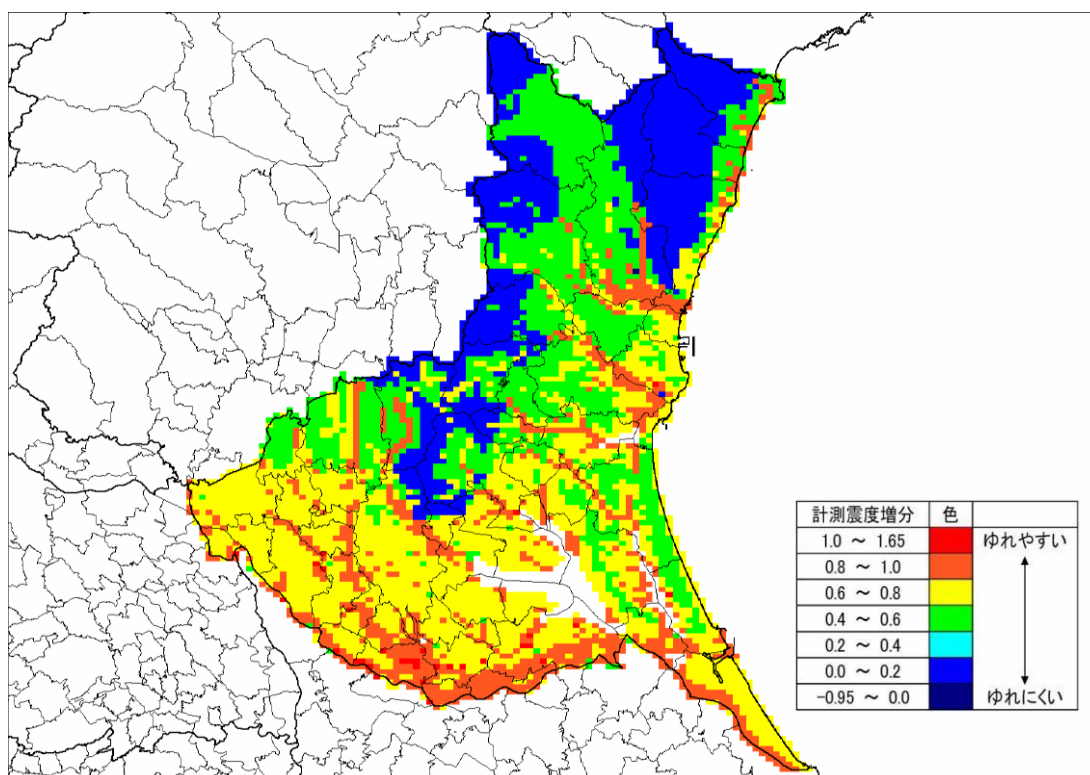
（引用：小美玉市地域防災計画）

（２）地盤のゆれやすさ

中央防災会議※¹が行ってきた震度分布の推計等の結果を用いて、内閣府が「表層地盤のゆれやすさマップ※²」を作成し、公表しています。

このマップによれば、市域の大半は 0.6～0.8 の平均的な値を示していますが、一部にゆれやすい区域も点在しています。

【 表層地盤ゆれやすさマップ 】



資料：表層地盤のゆれやすさ全国マップ（内閣府政策統括官/平成 17 年 10 月）

※¹中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の

第3章 耐震化の現状と目標設定

1 耐震化の必要性

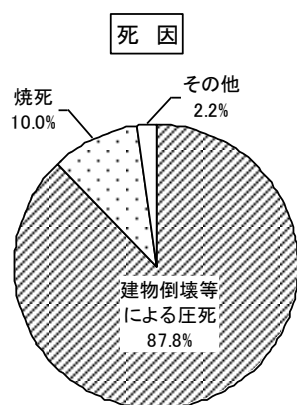
(1) 過去の地震被害

① 平成7年（1995年）兵庫県南部地震～阪神・淡路大震災～

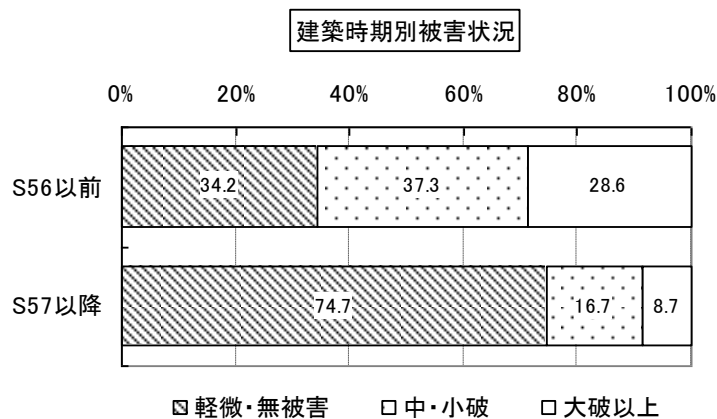
平成7年1月17日午前5時46分頃、淡路島北部でマグニチュード7.3の地震が発生し、神戸市の一部の地域等において震度7を観測しました。この地震による死者数は6,434人にのぼり、このうち地震による直接的な死者数は約5,500人となっています。

また、地震による直接的な死者数の約9割は、住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等から火災が発生したほか、避難や救援、消火の妨げとなり、被害の拡大を招きました。

この地震では、昭和56年以前の建築物（「新耐震基準」以前の建築物）に大きな被害が出ていることが確認されています。



資料：兵庫県警察本部



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告

② 平成23年（2011年）東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖の深さ約24kmでマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県で最大震度7を観測しました。この地震による犠牲者は死者19,335人、行方不明者2,600人に及び、120万戸を越える建物が被害を受けました。

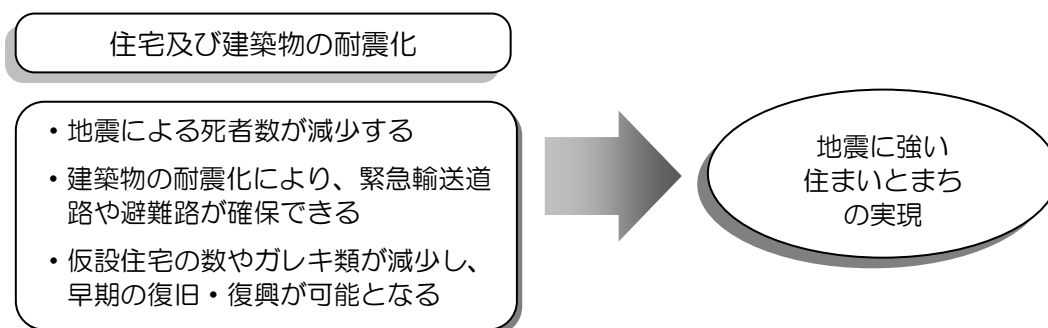
（２）耐震化の必要性

地震発生の阻止や予想は困難ですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅及び建築物の倒壊により、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れなど、被害が拡大することが既にわかっています。

住宅及び建築物を倒壊しないようにすること、即ち、耐震化が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

内閣府の「住宅における地震被害軽減に関する指針（平成 16 年 8 月）」では、居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因を下表のように整理していますが、こうした阻害要因を取り除き、市内の住宅・特定建築物等の耐震化率向上を目指していく必要があります。

【 耐震化の必要性（イメージ） 】



■ 居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因

①費用・労力の負担	・耐震診断に要する費用を払えない・払いたくない。 ・耐震改修（補強計画や補強工事）に要する費用を払えない、払いたくない。 ・耐震改修に伴う一時的な引越しや手間の多さが煩わしい。
②技術的知識の不足	・住宅の耐震化を行えば、人命がそれだけ安全になるということを知らない。 ・どこに、誰に相談してよいか分からない。 ・地元の工務店などに相談しても、明確な対応をしてくれない。 ・耐震診断、耐震改修の一連の流れがわからない。 ・専門家に相談して説明されたが、効果があるとは思えない。
③ライフサイクルとの不適応	・現状のままで長期的に居住し続ける確証がない。 ・子育て・受験など費用・労力負担を避けたい事由がある。 ・高齢者世帯など今後の居住年限が限定されているため、長期的な安全を必要と感しない。
④想定される地震被害への意識の低さ	・地震被害により人命を逸することの実感の無さ。 ・地震被害に関する臨場感の無さ。
⑤効果のわかりにくさ	・耐震改修工事後の効果がわからない。

資料：住宅における地震被害軽減に関する指針（平成 16 年 8 月）

2 住宅の耐震化の現状

(1) 住宅の現状

平成 30 年度末の小美玉市の住宅総数は、20,158 戸と推計され、うち「耐震性を満たす住宅」は 15,278 戸と推計されます。

住宅総数における「耐震性を満たす住宅」の比率（耐震化率）は 75.7%となっています。

■ 小美玉市の年代別住宅数（平成 30 年度末現在・推計値）

建築物区分	総戸数 ※1 A	旧耐震基準の住宅数		新耐震基準の住宅数 D=A-B	耐震性のある住宅数合計および耐震化率 E=C+D
		B	耐震性あり ※2 C		
一戸建て住宅	19,630	7,815	2,727	11,815	14,751
	100.0%	39.8%	13.8%	60.1%	75.1%
共同住宅	528	11	10	517	527
	100.0%	2.0%	1.8%	97.9%	99.9%
合計	20,158	7,826	2,737	12,332	15,278
	100.0%	38.8%	13.5%	61.1%	75.7%

※1：住宅数は家屋課税データより算出。 ※2：国の推計値を用いて算出。

3 特定建築物等の耐震化の現状

(1) 市有特定建築物等

令和 2 年度末における市有特定建築物等の耐震化の状況については、以下の通りです。

	特定建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物 (棟)	耐震性のある建築物 (棟)	耐震化が必要な対象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち耐震性のあるもの (棟)	うち耐震改修済みのもの (棟)				
学 校	29	16	1	15	13	29	0	100.0
病院・診療所	2	1	0	1	1	2	0	100.0
賃貸共同住宅	3	0	0	0	3	3	0	100.0
公共の事務所等	3	2	2	2	1	3	0	100.0
そ の 他	4	1	1	1	3	4	0	100.0
合 計	41	20	4	19	21	41	0	100.0

(2) 民間特定建築物等

令和2年度末における民間特定建築物等の耐震化の状況については、以下の通りです。

	特定建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物 (棟)	耐震性のある建築物 (棟)	耐震化が必要な対象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち耐震性のあるもの (棟)	うち耐震改修済み のもの (棟)				
病院・診療所	2	2	0	1	0	1	1	50.0
賃貸共同住宅	1	1	0	1	0	1	0	100.0
工場兼事務所	1	1	0	0	0	0	1	0.0
合 計	4	4	0	1	0	2	2	50.0

4 耐震化の目標設定

小美玉市における令和7年度末の用途別耐震化率の目標は、以下のとおりとします。

(1) 住宅の耐震化の目標

先に示した平成30年度時点における耐震化の現状をもとに、自然建替えや耐震改修が現状ペースで進むものと想定した場合には、令和3年度時点の耐震化率は下記の図のように76.9%になると予想されます。

■ 小美玉市の年代別住宅数（令和3年度末現在・推計値）

建築物区分	総戸数 ※1 A	旧耐震基準の住宅数		新耐震基準の住宅数 D=A-B	耐震性のある住宅数合計および耐震化率 E=C+D
			耐震性あり ※2 C		
一戸建て住宅	19,853	7,556	2,637	12,297	15,143
	100.0%	38.0%	13.2%	61.9%	76.2%
共同住宅	546	11	10	535	545
	100.0%	2.0%	1.8%	97.9%	99.9%
合計	20,399	7,567	2,647	12,832	15,688
	100.0%	37.0%	12.9%	62.9%	76.9%

※1：住宅数は家屋課税データより算出。 ※2：国の推計値を用いて算出。

令和12年度までに耐震性の不足する住宅ストックを概ね解消することを目標とし、中間値として令和7年度に耐震化率95%を達成できるよう、取り組みの推進に努めます。

また、住宅以外の建築物においても、国の基本方針、県計画等を踏まえ、特に耐震化の必要性が高い建築物を中心に、令和7年度を目標に耐震化率の上昇のため、耐震化の啓発活動及び耐震改修促進法に基づく助言や指導の実施を行います。

5 耐震化目標と整備プログラム

地震に伴う倒壊等による被害を最小限にさせる観点から、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

(1) 耐震化の目標設定

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

茨城県では、令和7年度までに、市の特定建築物等の耐震化率を95%とすることを目標としており、本市でもこれを踏まえ事業を実施します。

② 地震時に通行を確保すべき道路を閉塞する建築物の目標

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路沿道の建物の耐震化率を95%となるよう耐震化を促進します。

③ その他の建築物の目標

その他の建築物についても、県と連携し積極的に耐震化を図ります。

(2) 耐震化の優先順位

市有の特定建築物については、耐震化の優先順位を定め、計画的・重点的に耐震診断、耐震改修を実施します。また、市有建築物・特定建築物に関しては、規模要件を2階以上又は200m²以上を越えるものを対象とします。

- ① 優先順位1：災害時の拠点となる特定建築物
- ② 優先順位2：不特定多数の者が利用する施設
- ③ 優先順位3：特定建築物の規模要件を満たす学校で、避難所又は避難場所として指定されていないもの
- ④ 優先順位4：上記以外の特定建築物

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための事項

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針

小美玉市では、住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、所有者等が自らの安全・安心の確保、地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に、安心して耐震化が行える環境整備や耐震化に関する啓発及び知識の普及など、必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。

1. 耐震化に対する啓発及び知識の普及

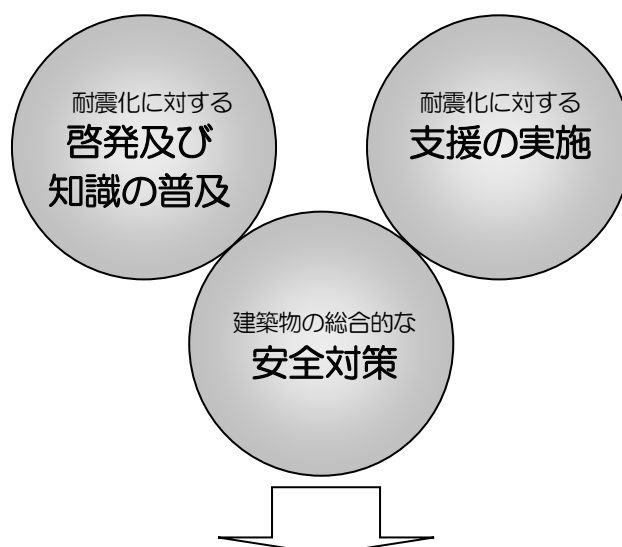
市民、事業者に対して、地震に対する防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

2. 耐震化に対する支援の実施

建築物の所有者による耐震化の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修が行いやすい環境の整備や、負担軽減のための助成制度の充実など、必要な施策を講じます。

3. 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止や家具の転倒防止、窓ガラス等の落下防止など、地震時の建築物の総合的な安全対策に取り組みます。



小美玉市の住宅・建築物耐震化促進

2 耐震化に向けた役割分担.

市民（建物所有者）の取り組みを支援するという観点から施策を講じるとともに、各主体である住宅・建築物の所有者、市、建築関係団体等の役割分担を明確にし、連携を図る方策を検討します。

（１）市民（住宅・建築物の所有者等）の役割

- ・主体的に耐震化に取り組むこと
- ・自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保すること
- ・所有者が多数の建物利用者の人命を預かる立場を自覚すること
- ・所有者が責任感をもって建築物の耐震診断、耐震改修を行うこと

（２）市の役割

- ・建築物に関する効果的な耐震改修の工法等の情報を市民に発信し、耐震化を支援すること
- ・建物所有者が行う耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対し、費用負担の軽減支援の拡充を図ること
- ・耐震化に関する知識を普及、啓発すること
- ・所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境づくりに努めること

（３）建築関係団体等の役割

- ・建築関係団体等との連携のもと、正確な耐震診断、確実な耐震改修工事に努めること
- ・公正で誠実な相談体制、偽りのない情報提供を行うこと
- ・関係団体が相互に連携とり、相互で確認を行うことのできる仕組みとすること

市民（住宅・建築物の所有者等）の役割

- ・主体的な耐震化への取り組み
- ・所有建築物の地震に対する安全性確保
- ・建物利用者の人命を預かる立場を自覚
- ・所有建築物の耐震診断、耐震改修

小美玉市の役割

- ・効果的な耐震改修工法等の情報発信
- ・耐震診断や耐震改修等の耐震化費用負担の軽減支援の拡充
- ・耐震化に関する知識の普及、啓発
- ・耐震化しやすい環境づくり

それぞれの役割認識

建築関係団体等の役割

- ・関係機関との連携による、正確な耐震診断、確実な耐震改修工事を実施
- ・公正で誠実な相談体制、偽りのない情報提供
- ・関係団体が相互に連携とり、相互で確認を行うことのできる仕組みづくり

3 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事の契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者が耐震改修を実施するに当たり様々な不安材料があります。従って、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 耐震診断マニュアルの活用

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう、県が策定した耐震診断業務マニュアルを活用し、診断業務の標準化による効率化を図り、耐震診断に対する住宅の所有者の信頼性の向上に努めます。

(2) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表など

市民が、耐震改修を安心して適切に行えるよう。また、住宅の耐震化に関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するための専門家として、県による住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成・登録制度を活用し、市民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備するとともに、地元の優良なリフォーム工事業者の登録制度の推進を図ります。

(3) 相談窓口の設置

耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置するよう努めます。

4 建築物の総合的な安全対策

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず建物内外の設備等も含めた総合的な安全対策をとることが重要です。建築物の防災性を高めるために、ブロック塀の安全対策やガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策、エレベーターの安全対策等について検討します。

(1) ブロック塀対策

昭和 53 年(1978 年)に発生した宮城県沖地震では 16 名もの尊い人命が失われましたが、そのうち 11 名の方がブロック塀や石塀、門柱等の倒壊により亡くなりました。

また、この後も全国各地で発生した地震により倒壊が続いています。これらが倒壊した場合、人的な被害は勿論、道路が閉塞されることにより、避難や救援活動の障害となることがあります。

このため、避難路（小美玉市教育委員会若しくは各学校が指定した通学路または小美玉市地域防災計画で指定する緊急輸送道路）を通行するものに危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造若しくは補強コンクリートブロック造の塀の撤去について支援を行います。

ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。

■ ブロック塀転倒の危険性チェックポイント

- ・古いブロック塀は以下の5項目を点検し、一つでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 1. 基礎の根入れはあるか
 - ・コンクリートの基礎は、根入れ深さが30 cm以上あるか
 2. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か
 3. 控え壁はあるか
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1／5以上突出した控え壁があるか
 4. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9 mm以上の鉄筋が、縦横とも80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれにかぎ掛けされているか
 5. 塀は健全であるか
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

資料：（財）日本建築防災協会パンフレット

（２）自動販売機の転倒防止対策

新潟県中越地震では道路に面して設置されていた自動販売機が転倒しました。地震によりこれが転倒した場合、通行人等に死傷等の被害が発生することや、緊急車両等の通行に大きな支障をきたすことが考えられます。

従って自動販売機の所有者、管理者等は常にこのことを念頭において、日本工業規格（JIS B 8562-1996）及び（社）日本自動販売機工業会が作成した「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守し、施工することが必要です。

本市では、地震発生時の自動販売機の転倒防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに、適切な設置方法の普及を図ります。

（３）窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による外壁タイルの落下防止対策についての普及啓発を行います。

（４）屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

屋外広告物については、広告物掲出許可時点・講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を促します。

（５）天井等の落下防止対策

不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を促します。

■ 外壁・窓ガラス・設備機器等の落下物点検の目安

点検箇所	点検の目安	対 策
外壁材 （石材、タイル、金属板、モルタル、その他）	亀 裂 浮き上がり 剥離の有無	発生が見られる時は専門家（建築士等）に相談し、点検を実施する。修繕が必要な場合は工事について協議し、実施する。
窓ガラス	嵌め殺し(Fix)窓等のガラスを硬いパテなどで固定していないか。	使用されている場合には専門家に相談し、弾力性のあるシーリング材に取り替える。あるいは飛散防止フィルムを貼り等の措置を講ずる。
屋外広告物 （看板、袖看板） 設備機器 その他	取り付け金具やボルト等が腐食していないか。	軽微な錆びの発生であれば、ケレンし、さび止めを行い塗装する。腐食が進んでいる場合は専門家に相談して交換等の措置を実施する。

（６）エレベーターの安全対策等

定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識普及に努めます。

■ 「エレベーターの地震防災対策の推進について」の報告概要

エレベーターの地震防災対策の推進	
基本的考え方	○エレベーターの耐震安全性の確保 ○「地震時管制運転装置（地震動を感知し最寄階にかごを停止させドアを開放する装置）」の確実な作動 ○早期救出・復旧体制の整備等 ○適時適切な情報提供・情報共有

早急に講ずべき施策	○閉じ込め防止のため「地震時管制運転装置」の設置推進 ○ドア開放検知による安全装置等の改良等 ○「閉じ込め時リスタート運転機能」の開発 ○保守会社への連絡手段の多様化 ○閉じ込め現場への迅速な移動手段の確保等保守会社の体制整備 ○消防隊員の実践研修の制度化や乗り場側ドアの開錠キーの消防機関への提供等、閉じ込め救出における消防との連携推進 ○原則「1ビル1台」の早期復旧のための環境整備 ○閉じ込められた場合の対処方法等の利用者への周知、適時適切な情報提供等
------------------	---

資料：国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会

■ エレベーターの地震防災対策に関する対応方針（都市型震災対策関係省庁局長会議）

関連省庁	方 針
国土交通省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房、内閣府	「閉じ込め防止」対策として地震時管制運転装置について、義務化の方向で早急に関係法令を改正する。 既存のエレベーターについても、地震時管制運転装置を推奨し、普及啓発を図るとともに、必要な支援策を講ずる。
国土交通省	「早期復旧」対策として 関係団体と連携しながら早期復旧に向けた技術的課題等を整理し、必要な対策を図る。
	「混乱防止」対策として 不安や混乱を避けるため、地震時のエレベーターの運行について建物管理者、利用者に広く周知する。
消防庁	「エレベーターの解錠手段の確保」対策としてエレベーター解錠手段の確保の方策について、エレベーター協会等との間で検討を実施する。
気象庁、国土交通省、内閣官房、内閣府	「緊急地震速報のエレベーター制御への活用」としてエレベーター業界における緊急地震速報の利用にあたっての手引き、同速報配信形態の検討を行う。

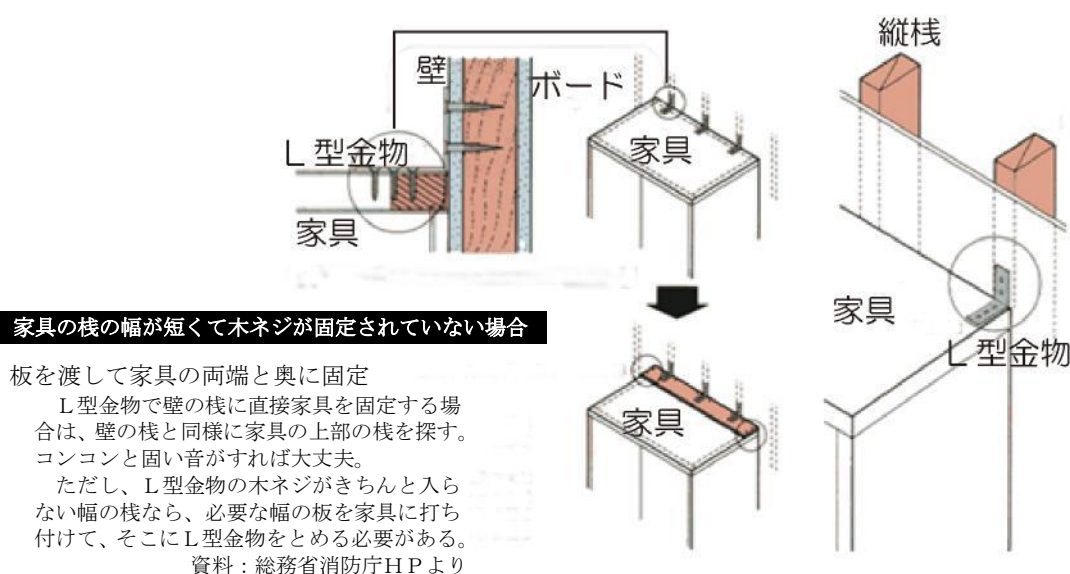
(7) 家具の転倒防止対策等

居住空間の安全性を確保する方策として、家具転倒防止や防災ベッド等の活用について、その啓発及び普及を図ります。

① 家具転倒防止の啓発及び普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、キャンペーンや出前講座、パンフレット等により普及啓発を行っていきます。



個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用などの情報を提供していきます。

※ 防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

※ 耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 緊急輸送道路

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、「茨城県地域防災計画」では、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「第1次及び第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路」を指定しています。本計画においてもこの路線のうち、市内を通過する区間を指定し、沿道の建築物倒壊などによる道路閉塞を防止するために、積極的な耐震改修等の指導・誘導を図ることとします。

■ 小美玉市 緊急輸送道路



■ 第 1 次緊急輸送道路

	線 路 名	起 点 側	終 点 側
高 速 自動車道	常磐自動車	石岡市境から	笠間市境まで
一 般 国 道	国道 6 号	石岡市境から	茨城町境まで
	国道 355 号線	行方市境から	石岡市境まで
	国道 355 号線	石岡市境から	石岡市境まで
主 要 地方道	小川鉾田線	小川国道 355 号交差から	主要地方道玉里水戸線まで
		一般県道大和田羽生線交差から	行方市境まで
	玉里水戸線	主要地方道小川鉾田線交差から	一般県道紅葉石岡線まで
一 般 県 道	紅葉石岡線	鉾田市境から	主要地方道玉里水戸線まで
	大和田羽生線	一般県道茨城空港線交差から	主要地方道小川鉾田線交差まで
	茨城空港線	茨城空港から	一般県道紅葉石岡線交差まで

■ 第 2 次緊急輸送道路

	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一 般 県 道	大和田羽生線	鉾田市境から	一般県道茨城空港線交差まで

■ 第 3 次緊急輸送道路

	線 路 名	起 点 側	終 点 側
市 道	市道小 115 号線	一般県道大和田羽生線交差から	航空自衛隊百里基地正門まで

■ 第 3 次緊急輸送道路(市指定)

	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一 般 国 道	国道 355 号 バイパス	石岡市境から	石岡市境まで
主 要 地方道	小川鉾田線	一般県道紅葉石岡線から	一般県道大和田羽生線まで
	水戸神栖線	鉾田市境から	行方市境まで
	玉里水戸線	一般県道紅葉石岡線から	茨城町境まで
一 般 県 道	大和田羽生線	主要地方道小川鉾田線から	行方市境まで
	上吉影岩間線	市道小 111 号線から	笠間市境まで（一部未供用）

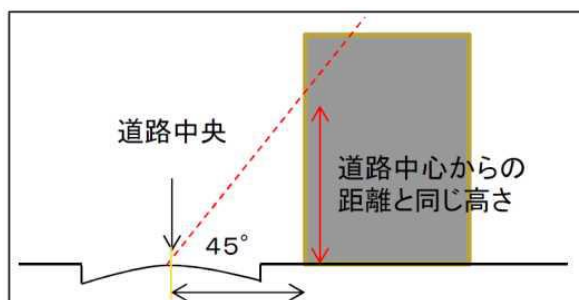
	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一 般 道	石岡城里線	石岡市境から	笠間市境まで
	羽鳥停車場江戸線	一般県道石岡城里線から	羽鳥駅まで
	竹の内羽鳥停車場線	羽鳥駅から	石岡市境まで
	穴倉玉里線	国道 355 号から	市道玉 2 号線まで
	紅葉石岡線	国道 355 号から	石岡市境まで
市 道	常陸平野空港線	一般県道紅葉石岡線から	市道小 103 号線まで
	田木谷上玉里線	国道 355 号から	一般県道紅葉石岡線まで
	栗又四ヶ線	市道美 1-20 から	国道 355 号まで（整備中）
	市道小 101 号線	主要地方道玉里水戸線から	市道美 1-8 まで
	市道小 103 号線	一般県道紅葉石岡線から	一般県道上吉影岩間線
	市道小 107 号線	主要地方道小川鉾田線から	市道小 109 号線まで
	市道小 108 号線	主要地方道小川鉾田線から	市道小 110 号線まで
	市道小 109 号線	一般県道紅葉石岡線から	一般県道大和田羽生線まで
	市道小 110 号線	一般県道紅葉石岡線から	一般県道大和田羽生線まで
	市道小 111 号線	一般県道上吉影岩間線から	一般県道大和田羽生線まで
	市道小 112 号線	一般県道上吉影岩間線から	主要地方道水戸神栖線まで
	市道小 114 号線	市道小 112 号線から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道小 115 号線	一般県道大和田羽生線から	市道小 112 号線まで（一部未供用）
	市道小 116 号線	市道小 115 号線から	主要地方道水戸神栖線まで
	市道小 117 号線	一般県道大和田羽生線から	主要地方道水戸神栖線まで
	市道小 209 号線	市道小 110 号線	鉾田市境まで
	市道小 10005 号線	一般県道上吉影岩間線から	茨城町境まで
	市道小 10237 号線	市道小 10902 号線から	市道小 10075 号線まで（未供用）
	市道小 10484 号線	主要地方道玉里水戸線から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道小 10902 号線	市道小 10237 号線から	一般県道紅葉石岡線まで
	市道小 10911 号線	市道小 10075 号線から	一般県道紅葉石岡線まで（未供用）
	市道小 21102 号線	一般県道紅葉石岡線から	一般県道大和田羽生線まで
	市道小 21114 号線	一般県道大和田羽生線から	市道小 111 号線まで（未供用）
	市道小 30158 号線	市道小 112 号線から	百里基地裏門まで

	線 路 名	起 点 側	終 点 側
市道	市道玉 1 号線	国道 355 号から	一般県道穴倉玉里線まで
	市道玉 2 号線	一般県道紅葉石岡線から	一般県道穴倉玉里線まで
	市道玉 3 号線	国道 355 号から	一般県道紅葉石岡線まで
	市道玉 21 号線	一般県道紅葉石岡線から	石岡市境まで
	市道玉 22 号線	主要地方道小川鉾田線から	石岡市境まで
	市道玉 767 号線	主要地方道小川鉾田線から	市道玉 24 号線まで
	市道玉 795 号線	市道玉 2 号線から	市道玉 767 号線まで
	市道美 1-3 号線	一般県道上吉影岩間線から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道美 1-6 号線	茨城町境から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道美 1-8 号線	市道小 101 号線から	市道美 1-6 号線まで
	市道美 1-9 号線	国道 6 号から	市道美 1-8 号線まで
	市道美 1-10 号線	市道美 1-13 号線から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道美 1-11 号線	国道 6 号から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道美 1-13 号線	石岡市境から	国道 6 号まで
	市道美 1-17 号線	国道 355 号から	国道 6 号まで
	市道美 1-18 号線	羽鳥駅から	国道 6 号まで
	市道美 1-20 号線	国道 6 号から	市道美 1-11 号線まで
	市道美 2-3 号線	市道美 1-3 号線から	主要地方道玉里水戸線まで
	市道美 2-11 号線	市道美 1-18 号線から	市道美 1-17 号線まで
	市道美 230 号線	主要地方道玉里水戸線から	国道 6 号まで
	市道美 1017 号線	市道美 1553 号線から	市道美 1554 号線まで
	市道美 1116 号線	市道美 1-20 号線から	市道美 1119 号線まで
	市道美 1119 号線	市道美 1-11 号線から	市道美 1116 号線まで
	市道美 1553 号線	市道美 1-20 号線から	市道美 1-10 号線まで
	市道美 1554 号線	市道美 1-8 号線から	国道 6 号まで
	市道美 1601 号線	一般県道石岡城里線から	市道美 1-17 号線まで
	市道美 1627 号線	市道美 1601 号線まで	県道上吉影岩間線バイパスまで

（２） 耐震診断義務付け道路

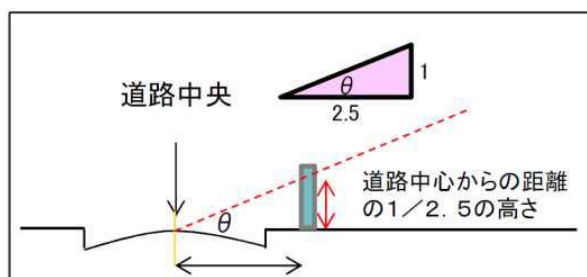
県は広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（高速道路・直轄国道等）及び、それらの道路から非常時に広域てきな活動拠点となる施設へのアクセス道路を沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として指定しています（下記の要件に該当する建築物等が対象）。上記の道路沿道の該当建築物等について、県と連携しながら耐震化を促進します。

対象となる建築物の要件



倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ 6mを超えるもの）

対象となる組積造の塀の要件



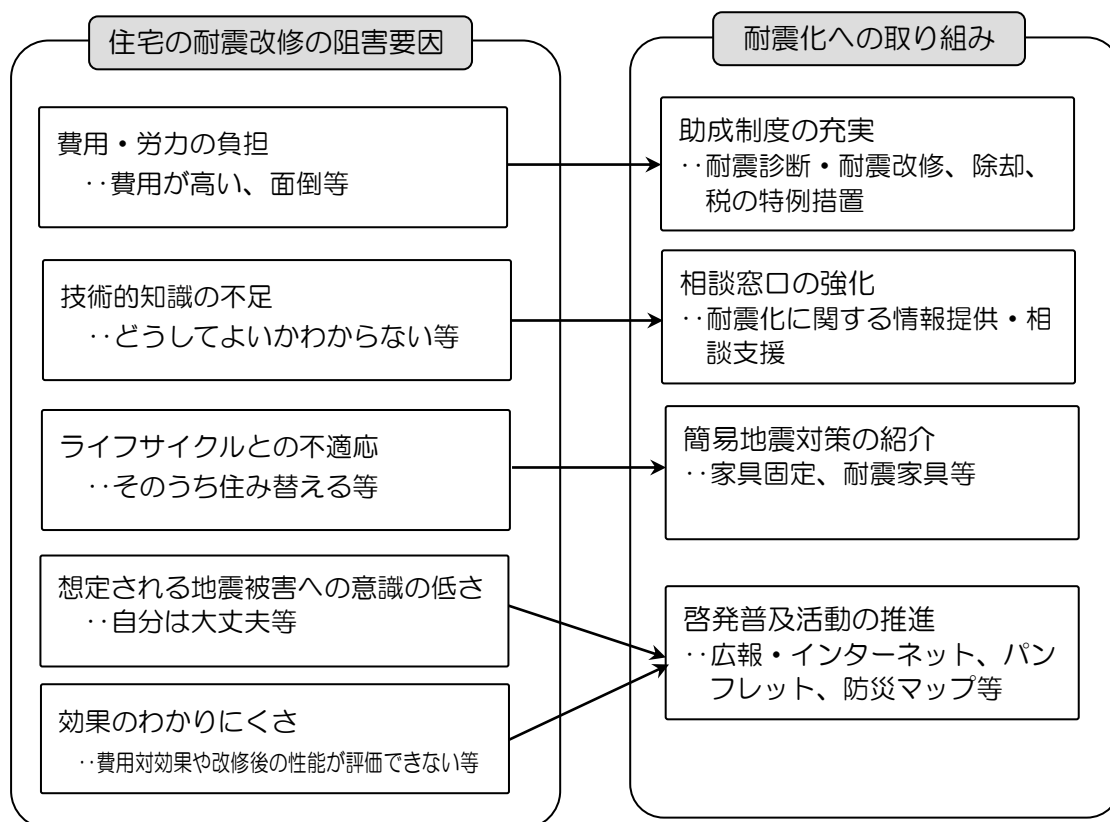
倒壊した場合において、前面道路の通行を妨げ多数のものの円滑な避難を困難とする恐れのある組積造の塀で建物に付属するもの（長さ 25mを超えるもの）

（３） 耐震化努力義務道路

県は緊急輸送道路のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路を、耐震診断や耐震改修の努力義務を課しています。本計画においてもこの道路のうち、市内を通過する区間の道路沿道の建築物を対象として、県と連携しながら耐震化を促進していきます。

6 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

本市では、住宅等の耐震改修の阻害要因を取り除くため、助成制度の拡充や相談窓口の機能の強化、啓発普及活動等を実施し、市内の住宅・特定建築物等の耐震化率向上を目指します。また、公共施設の計画的な耐震改修、緊急輸送路の管理充実を図ります。



(1) 助成

建築物の所有者が、耐震診断や耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を行い、耐震改修等の円滑な実施を促します。

■ 耐震診断に対する助成制度

助成制度名	小美玉市木造住宅耐震診断士派遣事業
概要	- 国費・県費を活用して、木造住宅耐震診断士派遣事業を展開して、市内の木造住宅の耐震診断を進める。 - 住民負担 2,000 円、国費 補助基本額の2分の1、県費 補助基本額の4分の1、市費 補助基本額から国費及び県費を引いた額
対象建築物	- 新耐震基準前（昭和56年5月31日以前）に建築された木造住宅（在来軸組工法又は、木造枠組工法の一戸建て住宅） - ただし、併用住宅の場合、住宅部分の床面積が2分の1以上に限る。

■ 耐震改修に対する助成制度

助成制度名	小美玉市木造住宅耐震改修補助金
概要	・耐震診断を実施した住宅の耐震改修を実施する場合、耐震設計及び木造住宅耐震改修にかかわる費用の一部を補助金として交付
助成内容	・耐震設計・耐震改修工事に要した費用（工事監理に要した費用を含む。）に5分の4を乗じて得た額。ただし、100万円を限度とする。

■ 除却に対する助成制度

助成制度名	小美玉市木造住宅耐震改修補助金
概要	・耐震診断を実施した住宅の除却を実施する場合、除却費用にかかわる費用の一部を補助金として交付
助成内容	・除却工事に要した費用（工事監理に要した費用を含む。）に23%を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。

■ 危険ブロック塀等の撤去に関する助成制度

特例措置名	小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金
概要	・通学路又は小美玉市地域防災計画に定める緊急輸送道路に面する危険ブロック塀等を撤去する場合、その撤去工事費用の一部を補助金として交付
助成内容	・以下のうち、少ない額の3分の2かつ10万円を限度 ① 補助対象工事費 ② 撤去する塀の長さ（m）に1万4千円を乗じた額

第5章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

1 普及・啓発

(1) 地震防災マップの作成・公表

地震防災マップとは、地域の「揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した地図のことです。本市では、地震による揺れやすさの程度を示した「揺れやすさマップ」を本計画の策定と併せて作成することとしています。

公表にあたっては、市民の啓発を目的とするものであるため、作成後すみやかに公表するとともに、学校教材として児童生徒への啓発を図ることやパンフレットとして配布したり、インターネット等により、広く市民に周知し、身近に地震発生時の危険性の周知を図り、防災意識の高揚や地域の防災性の向上など、地震に対する備えの必要性を普及啓発します。

また、市広報誌への折り込み、町内会の回覧板など、既存の伝達手段についても積極的に活用し、周知に努めていきます。

(2) 相談体制の整備・情報提供

耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置するよう努めます。また、県との連携を図り、県の相談窓口の紹介を行います。

(3) パンフレット等の配布、セミナー・講習会の開催

パンフレットや講習会などを活用した、誰にでも分かりやすい内容に配慮した、耐震化への啓発及び普及について検討していきます。

① 耐震啓発パンフレットの活用

(社)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、耐震改修促進PRパンフレット配布により、市民の耐震化への関心を高めます。

② 耐震診断・耐震改修のセミナー：建築関係団体との連携

県と協力のもと、木造建築物、鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物に関する耐震診断講習会などの開催情報を提供します。

③ 耐震化キャンペーン：建築関係団体との連携

防災訓練等、防災に関心が向きやすいイベント等に耐震診断・耐震改修の重要性を伝えるパンフレットを配布する等、啓発に努めます。

④ 地域に密着した耐震化の啓発活動：町内会活動との連携

町内会、自主防災組織等の地域に根ざした組織を通じて、耐震診断・耐震改修についての理解を深める取り組みを実施するため、出前講座などにより、市民に直接訴える場づくりに努めていきます。

（５）リフォームにあわせた耐震改修の誘導

増改築とあわせたバリアフリー化による、他の目的のリフォームとあわせることにより、コストや手間を軽減できることを啓発し、耐震改修を実施するよう誘導します。

① リフォームとあわせた耐震改修のメリット

リフォームとあわせた耐震改修によって、工期や経費を削減できることなどを周知していきます。

② リフォーム事業者等との連携

建設関係団体やリフォーム事業者等との連携を密にし、啓発や誘導に努めます。

- ・茨城県や市のホームページとリフォーム団体のホームページを互いにリンク
- ・茨城県などが作成する耐震パンフレットとリフォーム団体のパンフレットを双方の窓口において、セットで配布
- ・リフォームにあわせた耐震改修のメリットなどをPRしたパンフレットを作成し、双方の窓口で相談者への説明資料として活用
- ・リフォームにあわせた耐震改修の事例を、県、建築関係団体（県建築士会等）のホームページで掲載
- ・リフォームの機会を捉えて、居住者に耐震診断の実施を促す（耐震診断補助の活用）
- ・セミナーや講習会の開催により、リフォームにあわせた耐震改修を行う事業者等の育成及び居住者向けの啓発
- ・建築関係団体等の実施するイベントにあわせたPRや相談会の実施

（６）町内会等との連携

これまでの地震災害の別などにおいて被害が多い高齢者等に対して、県や建築士会等との連携のもと、リーフレット等の資料提供、町内会などとの協働による取り組みを推進し、積極的な普及啓発活動を実施していきます。

① 町内会との連携

優良なリフォーム事業者と連携し、町内会や老人会、老人クラブ等の活動（老人会の寄り合い・敬老の日のイベント等）、防災訓練や防犯活動を活用して、防災意識を啓発します。

② 保健福祉や民生委員の訪問機会を活用した啓発

独居老人の戸別訪問、民生委員による訪問活動、介護ヘルパーの訪問活動等の機会を活用し、リーフレットの配布等を検討します。

③ 市広報誌への折り込み、町内会の回覧板での配布

広報誌へのリーフレットの折り込みのほか、広報誌で耐震診断についての記事を掲載する等、広報誌を積極的に活用した情報提供を行います。また、町内会の回覧板でもリーフレットを配布し、多様な啓発活動を検討します。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震化が進みやすい環境整備や情報の充実、技術者の育成といった体制づくりが必要です。

（１）茨城県や周辺自治体との連携

本市は、耐震改修の目標実現のため、県や周辺自治体との連携を図ります。

（２）関係団体、事業者との連携

関係団体や事業者等との情報交換を積極的に進め、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

また、現在設立されている耐震化推進のための関係団体などを母体とし、関係団体や有識者等と連携した協議会を設置し、耐震化対策に関する継続的な検討を進めます。

（３）市民との連携

今後、市民の耐震化意識の向上を図るなど、耐震診断後の支援も含めた取り組みにも着目し、市民との連携を図りながら、耐震化促進の啓発に努めます。

資料1 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 3,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館			階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内の存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物